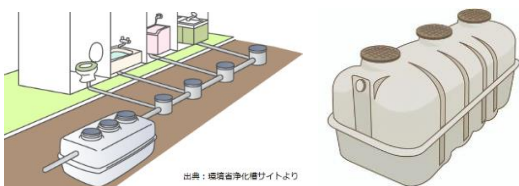


大洲市で浄化槽を設置するとき 補助金があるのをご存知ですか？

ご家庭から排出される汚水は、法令の定めにより決まった方法で浄化処理しなければなりません。その方法は大きく分けて2つあります。

合併処理浄化槽

各家庭で構える設備で、お風呂や台所、トイレなどで使われた水を環境への負荷が少なくなるよう清浄し放流するものです。



出典：環境省浄化槽サイトより



浄化槽には旧式の「単独処理浄化槽」と呼ぶものがあり、これはトイレから出る汚水しか浄化する能力がありません。「くみ取り便槽」は、し尿を溜めておき定期的にくみ取りするもので、家庭の汚水を浄化するものではありません。

補助金は公共下水道の区域以外が対象です

公共下水道（農業集落排水施設等）

下水道へ汚水を送り、地域の浄化施設で清浄し放流します。



下水道法により、公共下水道区域の方は下水道の接続が義務付けられるため補助金の対象外となります。

大洲市では国および愛媛県から交付金を受け、水質汚濁防止を推進するため市内の住宅に浄化槽を設置する方に補助金を交付しています。

令和6年度補助金額一覧（金額は限度額です。）

住宅はそのまま「単独処理浄化槽」又は「くみ取り便槽」を変更するとき

浄化槽本体工事	332,000円 (5人槽)	414,000円 (7人槽)	548,000円 (10人槽)
宅内配管工事	300,000円		
単独処理浄化槽撤去工事	120,000円		
雨水貯留槽改造工事 ※元が「単独処理浄化槽」のとき	90,000円		
くみ取り便槽撤去工事	90,000円		

住宅の新築もしくは建て替え等にあわせて設置するとき

浄化槽本体工事	166,000円 (5人槽)	207,000円 (7人槽)	274,000円 (10人槽)
---------	-------------------	-------------------	--------------------

この補助金は、令和9年度までの期間の定めがあります。



人槽とは、浄化槽の規模のことです。これは建築基準法で浄化槽により汚水処理する建物の延床面積に応じて決まっています。
5人槽 ≤ 160㎡、
160㎡ < 7人槽、
二世帯住宅:10人槽
詳しい内容はこちら
(大洲市公式HP)



大洲市役所 建設部 上下水道課 TEL:0893-24-1720